

2022年第一回外国人材の受入れに関する円卓会議会合
2022年4月26日(火) 「ウクライナ危機と日本の外国人受入れ」

日本の難民受入れと 今後の方向性

橋本直子(博士)
一橋大学准教授
ロンドン大学難民法イニシアチブ・アフィリエイト
法務省難民審査参与員

今回の構成

1. 日本の庇護政策の沿革
 2. 異なる権利・支援・処遇
 3. 今後の課題
- (付録)

日本の庇護政策の沿革

1978年

2005年

インドシナ
難民・
避難民

11,319人のベトナム、ラオス、カンボジア出身者：
うち漂着数3,536人、第三国定住4,372人、
家族呼び寄せ2,669人

1982年

(2020)

条約難民と
人道配慮に
よる在特

85,479人が日本国内で庇護申請（認定率約1%）→
うち841人が条約難民認定、2,709人に人道配慮による在留特別許可

2010年

194人
“難民”

2016～2021年

JICA: 150人
NGO: 31人

2021年9月～

政府・民間退避
計500人～

2022年3月～

600人～

第三国定住

(タイかマレーシアに
いるミャンマー難民)

シリア人
留学生

アフガニスタン
現地職員

ウクライナ
避難民★

1975

© Naoko Hashimoto 2022

2022

権利、資格、支援内容	庇護申請者 (正規・非正規滞在含む)	条約難民、 インドシナ難民、 第三国定住難民	人道配慮に基づく 在留(特別)許可	アフガニスタン 現地職員 (政府退避組)	アフガニスタン 現地職員 (民間退避組)	ウクライナ避難民
来日方法	完全に自力、 ビザ取得は困難	条約難民:完全に自力、 第三国:第一次庇護国 からは政府負担	完全に自力	政府による支援あり	完全に自力 ビザ取得は極めて 困難(ほぼ不可能)	政府による航空便 手配、 ビザ要件の大幅 緩和
在留資格	正規:特定活動 非正規:無し(仮滞 在、収容、仮放免)	定住者(現在は5年更 新)、 帰化の要件緩和	特定活動 (通常1年更新)	特定活動(当初6 か月、その後1年)	特定活動、就学、 教授など、様々な 資格	特定活動(1年) 特別証明書あり
家族呼び寄せの 可否	✖	○ (配偶者と子ども のみ)	△	△	ほとんど✖	◎(親兄弟も可)
出入国の可否	✖	条約難民:難民渡航証、 その他:再入国許可書	再入国許可	?	在留資格による	自由 パスポート有
国民健康保険への 加入	正規: ○ 非正規: ✖	◎	○	◎	○	◎
就労	正規: ○ 非正規: ✖	◎	○	◎	○	◎◎
公営住宅への入 居	正規: △ 非正規: ✖	◎	○	◎	○	◎◎
児童の就学の権利	○	◎	○	◎	○	◎
生活保護・ 生活費の補助	✖	◎	△	◎	△	◎◎
公的定住支援 (日本語教育等)	✖	◎	✖	○	✖	◎◎
保護費と緊急避 難住居(RHQ)	○	非該当	✖	✖	✖	RHQ支援あり

日本の難民政策のこれから

- EUの「補完的保護」や「一時保護措置」に準ずる制度の新設
- 「元現地職員」の脱出政策
- 第三国定住受け入れの拡充
 - ・閣議了解「2020年～アジアから60名」は未履行
 - ・脆弱な難民枠の欠如
- 民間主導の受け入れの行方 ※「民営化」の功罪
- 「出身国」や「認定率」の呪縛からの解放
- 「精緻さ」の追究か、「国益」の追求か
- 入管行政から独立した最終決定権限を持つ庇護申請異議審査機関の設置
- 収容・送還問題：諸外国の政策との比較検討
- 朝鮮半島・台湾有事における「万が一」への対応

各国の「補完的保護」と日本

	アメリカ	カナダ	豪州	EU	(日本)
定義	<p>1) 強制中絶、強制去勢、強制的人口計画の対象となった者、又はそれらを拒否したために迫害された者、又は上記のいずれかのおそれがある者</p> <p>2) 指定国における武力紛争、自然災害、その他の非常かつ一時的状況</p>	<p>送還すると拷問か、生命の危険か、残虐かつ異常な処遇または処罰に遭う者（但し、国内避難の可能性が無い場合。また保健医療の不備は含まない）</p>	<p>生命の恣意的剥奪、死刑、拷問、残虐または非人道的処遇か処罰、品位を傷つける処遇か処罰</p>	<p>①死刑・処刑</p> <p>②拷問または非人道的あるいは品位を傷つける処遇か処罰</p> <p>③国際的または国内的武力紛争の状況における無差別暴力のために文民としての生活や身体に深刻かつ個別的な脅威</p>	<p>迫害のおそれがある者</p>
難民の定義との関係	<p>1) 政治的意見による迫害とみなす</p> <p>2) 「一時的保護ステータス」(TPS)</p>	<p>保護の必要がある者とみなし（原則的に）永住権を付与</p>		<p>難民ではないが「難民」と同等の権利と処遇を保証</p>	<p>?</p>
根拠法	<p>1) §1101 (a) (42) / INA 101(a) (42)</p> <p>2) §1254a (a)-(h)</p>	<p>Immigration and Refugee Protection Act (S.C. 2001, c. 27), section 97 (1) (2)</p>	<p>Migration Act 1958, Section 36 (2A) (2B)</p>	<p>Directive 2011/95/EU; Art 2(f) & Art. 15</p>	<p>2021年入管法改正案</p>